

恵庭市告示第16号

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第17条の規定により、審理員となるべき者の名簿を作成したので、次のとおり告示する。

令和8年4月10日

恵庭市長 原 田



市長あてになされた審査請求に対して審理員となるべき者は、以下の職にあるものとする。

記

総務部財務室長	保健福祉部保健センター長
企画振興部次長	子ども未来部次長
企画振興部まちづくり拠点整備室長	経済部次長（農業担当）
生活環境部次長	経済部次長（商工・観光担当）
生活環境部ゼロカーボン推進室長	経済部経済振興室長
生活環境部島松支所長	建設部次長（土木担当）
保健福祉部次長	建設部次長（建築担当）

備考

- 1 上記に掲げる者のうちから行政不服審査法第9条第2項各号に掲げる者を除いたものを指名する。
- 2 1事件につき2～3名の者を指名する。

以上